

報告第1号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

専決番号	専決年月日	専決事項	内容等
第7号	令和4年12月27日	損害賠償の額を定め和解することについて	(内容) 令和4年9月22日、養父市大屋町夏梅16番地西方約200メートルの農道で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 478円 (過失割合) 市 50% 相手方 50% (相手方) [Redacted] [Redacted]